



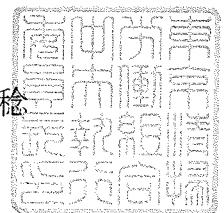
2021年5月18日

特別区長会

会長 山崎 孝明 様

東京清掃労働組合

中央執行委員長 江森 秀穂



2021年度の夏季一時金等に関する要求書

日頃より23区清掃事業を含む特別区政の発展と職員の生活・労働条件の改善に向けてご尽力されている貴職に敬意を表します。

東京清掃労働組合は、本年3月12日、貴職に対し「2021年度現業系賃金・人事制度に関わる要求書」を提出しましたが、本日は、改めて、「2021年度の夏季一時金等に関する要求書」を提出させていただきます。

昨年の賃金確定交渉では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、勧告が2段階となる中で、一時金については、0.05月の引下げが勧告されました。これは、一昨年の月例給引下げについて、苦渋の判断をした理由の一つである一時金の引上げ分を帳消しとするものでした。職員からは「コロナ禍で奮闘している我われの努力を認めていないのか」と不信感を抱くこととなっています。

また、月例給については特例措置を設け、改定しないとしましたが、「一時的」と言及したため、さらに職員の不信感をあおる事態となっています。

貴職におかれましては、私どものこうした実態と切実な要求を十分にご理解いただき、人事委員会に意見・要望を申し出るなど、引き続きの対応を求めるものです。

私どもは、本来感染症の患者のごみは感染性廃棄物として処理すべきと考えていますが、感染拡大による医療機関のひっ迫状況、感染者に対して残念ながら差別的な対応をとる方が存在する状況を理解し、どこに排出されているかもわからない在宅療養者の排出するごみを献身的に回収してきました。あわせて、在宅者が増える中で、ごみの增量もあり、職員は精神的にも肉体的にも追い詰められた状態での作業を余儀なくされています。

このような状況下における職員の努力に報いるために特殊勤務手当に特例措置を設け、増額を実施された区があることは評価できますが、私どもとしては同様な対応が23区全体及び東京23区清掃一部事務組合で実施されるべきものと考えております。

こうした対応がされる一方、区長会からは、「業務職給料表について、依然として高い水準にある」という認識も示されておりますが、何度も申し上げているように、国家公務員には我々と同様の職務は存在しません。区民と接しながら、良質な公共サービスとしての清掃事業を確立するために、日々奮闘している職員の士気を維持・向上させ、安全で安定的な事業運営を継続していくためには、業務職給料表に対する皆

さん方の認識は、直ちに改めるべきです。現行の業務職給料表の水準は、物価水準が高い首都圏で暮らす生活実態を踏まえれば、「高い水準」には程遠い状況であります。

以上の点を踏まえ、区政の第一線で日々の職務に精励する職員の努力が報われるよう、夏季一時金等に関し、下記のとおり要求いたします。組合員の切実な要求であることを受け止め、労使自治の原則を踏まえた自主的・主体的な立場から、誠意ある回答と対応を早期に行うよう求めます。

記

1 2021年度夏季一時金について

- (1) 首都圏での生活実態を踏まえ、支給月数を2.5ヶ月以上とすること。
- (2) 勤勉手当は廃止し、期末手當に一本化すること。
- (3) 期末・勤勉手当からの除算項目及び除算割合を改善すること。
- (4) 「基準日主義」を改め、勤務実績に基づく支給とすること。
- (5) 再任用職員についても、定年前職員と同様とすること。
- (6) 会計年度任用職員についても、常勤職員と同様とすること。
- (7) 清掃職場に働く委託労働者等に対する夏季手当の支給・改善を働きかけること。

2 現業系人事制度について

各区において、労使の妥結内容の趣旨に基づいた「担当技能長職」を配置すること。

3 勤勉手当の成績率制度について

チームワークで業務を遂行している清掃職員には、成績率制度自体が馴染まないものである。勤勉手当の成績率制度の実施結果に関する十分な検証と協議を行うこと。

4 雇用と年金の接続について

- (1) 年金が支給されないことを踏まえ、再任用賃金だけで生活できる賃金水準とすること。
- (2) 定年延長について、特別区職員の実態に即した制度とするためにも、十分な労使協議を尽くすこと。

5 回答について

これらの要求事項に関する回答は、本年6月18日（金）までに行うこと。

以上